

社会福祉法人 菊水会
訪問看護ステーション にじの丘 サテライトとよた
 訪問看護重要事項説明書 (介護保険)

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話 : 083-287-0564 FAX : 083-287-2212

管理者 : 中丸 睦美

ご不明な点は、お気軽におたずねください。

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション にじの丘
所在地	山口県下関市菊川町大字田部223-1
サテライト名	訪問看護ステーション にじの丘 サテライト とよた
サテライト所在地	山口県下関市豊田町大字矢田467-1
事業所番号	3560190203 号
サービス提供地域	豊田町

2. 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名[ステーション及びサテライト兼務]
サービス担当職員	サービス担当	5名(常勤 4名、非常勤 1名) [内3名はサテライト常駐]
内 訳	看護師	5名(常勤 4名 非常勤 1名)
	准看護師	0名
	理学療法士	1名(非常勤 1名)[ステーション及びサテライト兼務]
	作業療法士	0名
事務員	業務の事務全般	1名(常勤 1名)[ステーション及びサテライト兼務]

3. 営業時間

営業日	月～土曜日。日曜、祝日休み。 年末年始：12月29日～1月3日休み。
サービス 提供時間	月～金曜日、9：00～17：00 土曜日9：00～13：00 ※ ただし、24時間の連絡体制を整えております。

4. 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
 - ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
 - ③食事及び排泄等日常生活の介助 ④褥瘡の予防・処置 ⑤ターミナルケア
 - ⑥リハビリテーション ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導
 - ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置
- (2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

6. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、介護保険法の利用料に基づく金額で下記の通りです。(利用者負担金は基本利用料+加算利用料の1割となります。)
- (2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金または指定の金融機関口座からの引き落としとさせていただきます。

利用者負担金

(1単位=10円で換算、利用者負担は1割負担で計算)

基 本 料 金		8時～18時	6～8時、18～22時	22～6時
	20分未満	3,180円/回 (318円)	3,980円/回 (398円)	4,770円/回 (477円)
	30分未満	4,740円/回 (474円)	5,900円/回 (590円)	7,110円/回 (711円)
	30分以上 60分未満	8,340円/回 (834円)	10,430円/回 (1,043円)	12,510円/回 (1,251円)
	60分以上 90分未満	11,440円/回 (1,144円)	14,300円/回 (1,430円)	17,160円/回 (1,716円)

加 算 料 金	緊急時訪問看護加算		5,400円/月(540円)
	特別管理加算	重症度等の高いもの	5,000円/月(500円)
		それ以外のもの	2,500円/月(250円)
	複数名訪問加算	30分未満	2,540円/月(254円)
		30分以上 60分以上	4,020円/月(402円)
	ターミナルケア加算		20,000円/死亡月 (2,000円)
	訪問看護サービス体制加算		60円/月(6円)
	長時間訪問看護加算		3,000円/回(300円)
	退院時共同指導加算		6,000円/初回時(600円)
	初回加算		3,000円/初回時(300円)
特別地域加算(中山間地域:豊田地区が対象です)		合計金額の15%増	

- ◆ 1ヶ月に支払った利用者負担金が一定額を超えた場合は、超えた金額を市町村へ申請しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※いずれも医療費控除の対象となります。

- ・介護保険証などを確認させていただきます。

これらの書類について内容に変更が生じた場合はお知らせください。

7. サービスに関する苦情窓口

- (1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については前述の相談窓口で承ります。
- (2) 当事業所以外に、市役所、総合支所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
- (3) 当事者間での解決が困難な場合は、ご希望により第三者委員への対応もいたします。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。

9. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。